熊本県庁駐車場管理要領

平成２０年３月２５日

第１章　総則

（目的）

第１条　この要領は、熊本県庁所管の駐車場（二輪車置場を除く。以下「駐車場」という。）の適正な管理及び円滑な運営に資することを目的とする。

（駐車場の種類及び区域）

第２条　駐車場の種類は、公用車駐車場、県議会議員駐車場、外来者駐車場及び職員駐車場の４種類とし、それぞれの場所は別図のとおりとする。

(1)　公用車駐車場

行政棟新館地下１階、１階駐車場及び大型車駐車場（大型車車庫を含む。）

(2)　県議会議員駐車場

県議会議員駐車場及び行政棟新館１階駐車場

(3)　外来者駐車場

南側立体駐車場及び北側立体駐車場（１階）

(4)　職員駐車場

北側立体駐車場（２階、屋階）、西側職員駐車場、行政棟新館１階駐車場及び知事公舎横駐車場

（管理者）

第３条　駐車場の管理及び運営については、総務部管財課長（以下「管理者」という。）が行なうものとする。

第２章　公用車駐車場

（公用車駐車場の使用）

第４条　公用車駐車場を使用できる車は、次のとおりとする。

(1)　管理者が駐車位置を指定した公用車

(2)　管理者が特に必要と認めた車

第３章　県議会議員駐車場

（県議会議員駐車場の使用）

第５条　県議会議員駐車場の使用者は県議会議員とする。

第４章　外来者駐車場

（外来者駐車場の使用）

第６条　外来者駐車場を使用できる者は、次のとおりとする。

(1)　熊本県庁舎（議会棟を含む。以下同じ。）に用務のため来庁した者

(2)　管理者が特に必要と認めた者

（外来者駐車場の使用時間）

第７条　外来者駐車場の駐車時間は原則２時間までとする。

ただし、駐車券に用務先の確認印があり、行政棟新館地下１階巡視室で延長処理の手続きを行なった場合は、駐車時間を延長することができる。

（閉鎖時間等）

第８条　外来者駐車場を閉鎖する時間は次のとおりとする。

(1)　南側立体駐車場

平日は入口を１９時から翌日の８時３０分まで、出口にあっては２２時から翌日の８時３０分までを閉鎖する。

なお、閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日等）は終日閉鎖する。

(2)　北側立体駐車場（１階）

平日は入口を１９時から翌日の８時まで、出口にあっては２２時から翌日の８時までを閉鎖する。

なお、閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日等）は終日閉鎖する。

２　前項の規定にかかわらず、管理者は必要があると認めた場合は、閉鎖時間等を変更することができる。

（閉庁日等における駐車場の使用）

第９条　閉庁日等において、駐車場を使用する場合は、県庁駐車場使用申請書（別記第１号様式）を管理者に提出し、許可を受けなければならない。

第５章　職員駐車場

（職員駐車場の使用）

第 10 条　職員駐車場を使用できる者は、次のとおりとする。

(1)　熊本県庁舎に勤務する県職員で別に定める許可基準に該当する者

(2)　管理者が特に必要と認めた者

（使用申請の手続き）

第 11 条　職員駐車場を使用する者は職員駐車場駐車許可申請書（別記第２、３又は４号様式）を管理者に提出し、駐車許可を受けなければならない。

２　前項の規定により許可を受けた者に対して、管理者は県庁駐車場専用カード等を交付する。

（使用変更の手続き）

第 12 条　許可内容に変更が生じた場合は、ただちに職員駐車場使用許可内容変更届（別記第５号様式）をただちに管理者に提出しなければならない。

（再交付の手続き）

第 13 条　県庁駐車場専用カード等を紛失又は、汚損した場合は、ただちに職員駐車場駐車許可再交付申請届（別記第５号様式）を管理者に提出し、再交付を受けなければならない。

（使用廃止の手続き）

第 14 条　使用者は、職員駐車場の使用を廃止する場合は、職員駐車場使用廃止届（別記第５号様式）に県庁駐車場専用カード等を添付し、管理者に提出しなければならない。

（使用条件）

第 15 条　使用者は管理者が指定した駐車場以外の場所に駐車してはならない。

（維持管理経費の負担）

第 16 条　北側立体駐車場（２階及び屋階）、西側職員駐車場を使用する県職員は、駐車場の維持管理に要する費用（以下「維持管理経費」という。）を負担しなければならない。

２　前項の維持管理経費の徴収については、熊本県庁職員駐車場維持管理経費の徴収要領を別に定める。

（違反者に対する措置）

第 17 条　管理者は、第 12 条、第 13 条、第 14 条及び第 15 条の規定に違反した者又は、県庁駐車場専用カード等を不正に使用させた者に対して駐車許可を取り消すことができる。

２　無断駐車又は、県庁駐車場専用カード等を不正に使用した者に対して駐車許可を与えないことができる。

第６章　雑則

（損害賠償責任）

第 18 条　駐車場において発生した自動車の盗難、破損等の損害については、管理者は賠償の責めを負わないものとする。

（雑則）

第 19 条　この要領に定めるもののほか、駐車場の管理及び運営について必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

この要領は、昭和４６年１１月１日から施行する。

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。